

吹田市下水道条例施行規則の一部改正の骨子案

1 改正理由

吹田市下水道条例施行規則は、吹田市下水道条例の施行について必要な事項を定めるもので、平成25年以降同じ内容で下水道行政を進めてまいりましたが、技術等の進歩により、実態と合致していない部分に関して、見直しを行い、改正するものです。

2 施行規則の一部改正の主な内容及び趣旨

排水設備の構造基準（第6条関係）

（1）枝管の内径及び水洗便所の洗浄装置に関する基準の見直し

大便器への接続管に関して、枝管の内径基準を100ミリメートル以上から75ミリメートル以上に見直します。

洗浄装置に関する基準に関して、実態に即した内容に変更します。

（2）床下集合配管システムに関する基準の追加

床下集合配管システムに関する基準を新たに追加します。

3 施行予定日

令和2年（2020年）4月1日